

# 旅行者携帯品申告書 (税関申告書)

## Traveler Declaration Form - Entry Example

### 申告するものがある方のみ提出が必要です

※ご家族で入国の場合は、代表者1名が申告します  
 ※書式・各種規定は予告なく変更になる場合があります

#### 表面 (Front Side)

#### 裏面 (Back Side)

関税庁  
KOREA CUSTOMS SERVICE

### 旅行者携帯品申告書

- すべての入国者は申告書を作成・提出しなければなりません。
- 世帯を同じくする家族は1人が代表で申告できます。
- 氏名と生年月日は旅券と同一に記入してください。

氏名	SMITH JOHN		
生年月日	2001年	1月	1日
旅券番号	E00007734	韓国国籍であれば記入不要	
旅行期間	3日間	出発国	USA
同行家族	3名(本人を除く)	搭乗機名	JL91
電話番号	02-6388-5000		
韓国での滞在先	Four Seasons Hotel Seoul		

**税関申告事項** 該当する口に「V」でチェック

1 携帯品免税範囲(裏面を参照)を超える「品目」	有	無
品物の詳細な内訳は裏面に記入 ⇒ 自主申告すれば関税の30%を減免(限度15万ウォン)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 FTA締結国を原産地とするもので、 特恵関税の適用を受けるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 合計して1万米ドル相当額を超える貨幣など (現金、小切手、有価証券などをすべて合わせて)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【合計額: _____】		
4 韓国への持ち込みが禁止又は制限されているもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①銃砲類、実弾、刀剣類、麻薬類、放射性物質など		
②偽札、偽物など		
③わいせつなもの、北朝鮮を損える内容のもの、盗聴器など		
④絶滅危惧の動植物(オウム、トカゲ、猿、百など) 又は関連製品(筆記、じゃ香、ワニ革など)		
5 動植物などの検査確認が必要なもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①動物(魚などの水生動物を含む)		
②畜産物、畜産物加工品(ジャーキー、ハム、ソーセージ、チーズなど)		
③植物、果物、野菜、ナッツ類、種子、土など		
※ 寄生伝染病発生国で畜産農家を訪問した場合、 農林畜産検査本部に申告してください		
6 税関の確認が必要なもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①販売用のもの、会社用のサンプルなど		
②人に頼まれて持ち込んだもの		
③税関に一時的に預けて、韓国を出発する際に受け取り持ち帰るもの		
④韓国で一時的に使用後、海外に持ち帰るもの		
⑤韓国出発時に「一時輸出(持ち出し)申告」を行ったものなど		

この申告書に記載したとおりである旨申告します。

2022年 3月 20日

申告者: John Smith (署名) *John Smith*

<裏面に続く>

1人当たりの「品目」別(酒類/タバコ/香水/その他)免税範囲

- 国内外の免税店で購入したものや寄贈・贈答を受けたもので

酒類	2本 合わせて2ℓ以下であり計400米ドル以下	800米ドル以下
タバコ	紙巻: 200本(10箱) 葉巻: 50本 リキッド式: 20ml(ニコチン含有量1%以上の場合持ち込み不可) いずれかを選択	その他 ▶ただし、農林畜産物及び漁業産物は検査に合格したもので、総量40kg、合計額10万ウォン以下であること(品物ごとに数量・重量に制限あり)
香水	60ml	

- 満19歳未満の場合、酒類及びタバコの免税範囲はありません。

免税範囲を超える「品目」の詳細内訳

- 例示: 酒類3本とタバコ10箱、香水30ml、1,000米ドルの貨幣を持ち込む場合、記入の対象は酒類3本と1,000米ドルの時計(タバコ、香水は免税範囲内であるので記入不要)

品目	品物名	数量(または重量)	価格
酒類			
タバコ			
香水			
その他			

※ 税関に申告すべきものを申告しない場合または虚偽の申告をした場合、  
 加算税(納付税額の40%または60%)の賦課または5年以下の懲役  
 もしくは罰金(対象品は没収)などの不利益を被るようになります。

95mm × 245mm[上質紙100g/㎡]

海外(国内免税店含む)で  
 取得・購入して携帯搬入する  
 物品が免税額を超える場合に  
 該当するものをご記入下さい

該当するものに  
 チェックして下さい



記載日(入国日)  
 パスポートと同じ署名を  
 忘れずにご記入ください

#### 申告対象品目(一部抜粋)

- 免税範囲を超える物品
- 1万USDを超える外貨等の支払手段
- 業務用商品、修理用商品、サンプル品
- 動物(肉、皮、毛を含む)、植物、果物、野菜、活魚、農林畜産物(加工品含む)
- ワシントン条約で保護されている野生動物及びそれらを使って作られた製品・加工品
- 旅行者または乗務員が一時的に出国する際に持ち出し、再び持ち込む物品

参照: 韓国関税庁ホームページ  
<https://www.customs.go.kr/english/main.do>